

平成23年2月

滋賀県議会定例会議案

(その3)

目 次

議第 59 号	平成22年度滋賀県一般会計補正予算（第 7 号）	頁 1
議第 60 号	滋賀県住民生活に光をそそぐ基金条例案.....	7
議第 61 号	滋賀県新しい公共支援基金条例案.....	8
議第 62 号	滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案.....	9
議第 63 号	滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案.....	10

一般会計補正予算

議第59号

平成22年度滋賀県一般会計補正予算（第7号）

平成22年度滋賀県の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,149,155千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 514,962,475千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加および変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年2月17日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 国庫支出金		千円 56,938,067	千円 4,095,683	千円 61,033,750
	2 国庫補助金	18,731,833	4,095,683	22,827,516
11 財産収入		4,513,079	399	4,513,478
	1 財産運用収入	851,678	399	852,077
13 繰入金		29,922,504	842,073	30,764,577
	2 基金繰入金	27,607,240	842,073	28,449,313
16 県債		99,944,000	211,000	100,155,000
	1 県債	99,944,000	211,000	100,155,000
歳入合計		509,813,320	5,149,155	514,962,475

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 1,168,105	千円 4,897	千円 1,173,002
	1 議会費	1,168,105	4,897	1,173,002
2 政策調整費		13,043,231	27,300	13,070,531
	2 防災費	1,919,285	27,300	1,946,585
3 総務費		25,703,990	336,223	26,040,213
	1 総務管理費	13,278,351	336,223	13,614,574
4 県民文化生活費		5,500,098	355,348	5,855,446
	1 県民生活費	2,861,195	31,027	2,892,222

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 文化費	千円 2,638,903	千円 324,321	千円 2,963,224
5 琵琶湖環境費		21,286,313	169,100	21,455,413
	1 水政費	2,553,306	86,000	2,639,306
	2 環境費	3,622,590	34,100	3,656,690
	4 森林林業費	11,560,848	49,000	11,609,848
6 健康福祉費		81,538,503	3,194,081	84,732,584
	1 社会福祉費	36,166,201	2,435,388	38,601,589
	2 児童福祉費	15,610,185	694,353	16,304,538
	5 公衆衛生費	23,090,485	54,540	23,145,025
	6 生活衛生費	1,162,245	7,800	1,170,045
	7 地域健康福祉費	1,200,826	2,000	1,202,826
7 商工観光労働費		33,414,037	155,000	33,569,037
	1 商工業費	4,134,763	61,300	4,196,063
	2 中小企業費	21,908,371	61,900	21,970,271
	5 職業訓練費	939,219	31,800	971,019
8 農政水産業費		17,802,952	223,400	18,026,352
	1 農業費	4,921,211	113,700	5,034,911
	2 畜産業費	1,565,550	53,300	1,618,850
	4 水産業費	941,716	56,400	998,116
9 土木交通費		49,452,438	186,324	49,638,762
	2 道路橋りょう費	26,131,282	20,780	26,152,062
	3 河川費	8,251,437	133,000	8,384,437
	4 港湾費	837,255	2,310	839,565

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 砂防費	千円 3,454,264	千円 8,500	千円 3,462,764
	8 建築費	788,773	21,734	810,507
10 警察費		28,641,383	191,085	28,832,468
	1 警察管理費	26,411,719	41,425	26,453,144
	2 警察活動費	2,229,664	149,660	2,379,324
11 教育費		128,273,879	306,397	128,580,276
	1 教育総務費	16,195,287	50,160	16,245,447
	4 高等学校費	27,160,468	136,900	27,297,368
	5 特別支援学校費	11,082,765	7,083	11,089,848
	6 大学費	2,767,403	9,900	2,777,303
	7 社会教育費	1,575,312	96,374	1,671,686
	8 保健体育費	909,129	5,980	915,109
歳出合計		509,813,320	5,149,155	514,962,475

第2表 地 方 債 補 正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農業生産振興施設整備事業費	千円 56,700	普通貸借または証券発行	% 10.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	借入日の翌日から5年以内据え置き、50年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
計	56,700			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
警 察 施 設 整 備 事 業 費	千円 5,600	千円 31,300
単独交通安全施設整備事業費	18,200	87,200
高等学校施設整備事業費	720,400	780,000
計	99,944,000	100,098,300

案 例 条

議第60号

滋賀県住民生活に光をそそぐ基金条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月17日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県住民生活に光をそそぐ基金条例

(設置)

第1条 住民生活にとって重要で、充実した対応が求められる消費者行政、ドメスティック・バイオレンス対策、自殺対策その他の社会的弱者への支援等および知的資源を活用した地域づくりに関する分野における取組の強化を図るため、滋賀県住民生活に光をそそぐ基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

議第61号

滋賀県新しい公共支援基金条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月17日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県新しい公共支援基金条例

(設置)

第1条 「新しい公共」の担い手の一つである民間の非営利組織が地域の課題の解決に向けて、多様な主体と協働して行う先進的な活動の推進およびその自立的な活動のための基盤の整備を図るため、滋賀県新しい公共支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成25年12月31日限り、その効力を失う。

議第62号

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年 2 月17日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「促進等」の右に「および高齢者等を地域の多様な主体が支え合うことができる体制の整備」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第63号

滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年 2月17日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年滋賀県条例第60号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。